

**議案第20号関連資料**  
**特定不妊治療支援事業の拡充について**

厚生労働省において、出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は現行の助成措置を令和3年1月より大幅に拡充することとしています。

このことを受け、本市の特定不妊治療支援事業についても、要綱を改正し、令和3年1月から国の拡充内容に合わせた助成を実施します。

**1 拡充の概要**

	現行	拡充後
助成額（上限）	1回15万円（初回のみ30万円）	1回30万円
所得制限	730万円未満（夫婦合算の所得）	撤廃
助成回数（上限）	生涯で通算6回まで	1子ごと 6回まで
対象夫婦	法律婚のみ	事実婚も対象

**2 拡充の適用**

令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

**3 負担割合**

国 1/2 市 1/2 （現行と同じ）

**4 予算措置（扶助費）**

令和2年度予算	当初予算 69,000 千円
	3月補正 14,000 千円
	(内訳) △5,000 千円 <b>当初予算分</b> 19,000 千円 <b>拡充分</b>
	(拡充分内訳) ①助成金増額分（見込） 約80件 9,300千円 ②対象緩和分（見込） 約40件 9,700千円